

千葉県野田市は、2009年9月、全国ではじめて「公契約条例」を制定し、翌年2月に最初の入札を実施した。こうした一連の流れは全国的に話題となり、「野田市に続け」とばかり「公契約条例」制定をめざす自治体が一気に広まることとなった。前例も「モデル条例」もない中、全会一致で「公契約条例」を可決させたという快挙の裏には、豊富な経験と実績を積んだリーダー、根本崇市長の存在があった。

日本初の「公契約条例」制定までの道のりと今後の展望を、先駆者・根本崇市長に聞いた。

「公契約条例」を制定したきっかけを教えてください。

地元の同級生たちといろいろな話をした時に、二つのことを聞きました。建設業の現場で働く同級生が「自分は苦しいけどなんとかやっていける。だけど、このままだと子どもに後は継がせられない」と言うのです。日本のモノづくり、特に建設業におけるモノづくりの後継者を、今後どうやって育てていくか考えた時、一番の問題は賃金が安いということ。これを何とかしなくちゃいけない、という話の一つ。

それからもう一つは、役所の仕事を請け負う方のもとで働いている労働者の賃金が、どんどん下がっているという話。小泉改革以来のアウトソーシングの流れから、業務委託を進め、指定管理制度を始めました。「質はある程度確保しなさい」というけれど、何を基準にして役所が業者を選ぶかといえば、やはり入札価格です。結果として、仕事は安い業者のところへ落ちますが、仕事内容は同じなので、結局働いている人の賃金に跳ね返ってしまうのです。

建設現場で働く方の「報酬をあげてもらいたい」という話と、「官製ワーキングプア」を無くそうという話を「一緒にやってしまおう」と思って考えたのが、今回の条例案でした。

条例制定するまでに、どんなご苦労がありましたか？

通常、条例を作る時には、お手本ともいえる「モデル条例」があります。しかし今回は、それが無くて大変苦労しました。結局は、市職員が原案を作り、弁護士をしている大学の同級生にアドバイスももらい、熱心にとりくんでもらって作ることができました。

また、地元のコンセンサスをどうとるかという問題もありました。同級生たちの声はわかっていたのですが、建設業の経営者の方々がどう考えるかが大切だと考えました。話し合いを重ねていき「今、それにとりくまないと将来大変なことになる」「役所で出来ることなら、やってもらったほうが有難い」という、野田市の建設業界のみなさんの意見を頂くことができました。

さらに、「役所が一番安い経費で、一番いいサービスを提供すべきところ」という前提があります。公契約条例を作ることで、「経費が高くなるのではないか？」という懸念も出ました。議員のみなさまには、「みなさんの支持者の中には、建設業の現場で働いている人がいると思います。その人々に実態を聞いて下さい」



と申し上げました。議員のみなさまが実態を把握することで、「何故この条例が必要か」「経費が安ければいいわけではないこと」をご理解いただけたと思っております。

制定後、条例を改正されましたが、それはなぜですか？ 改正した後の反応はいかがでしたか？

職種別賃金、雇用の継続、下請けいじめという3つの不十分な点がありましたので、改正を致しました。

職種別賃金ですが、「最低賃金よりも約100円高い」という基準は、清掃業務についてのみ該当しました。しかし、清掃業務以外の業務委託には、専門性があり、高い賃金も多いのです。その他の職種に条例を適用しても、結果として賃金が改善されない職種が出てしまいました。そこで、建設業と同じように職種別最低賃金を定めることにしました。

雇用の継続というのは、業務受託業者が変わっても、現場で働く人の雇用を継続させることです。市民サービスという観点からみると絶対にプラスですが、継続前の雇用条件をどう扱うかが難しく、雇用が継続しないケースが出ていました。とはいえ、新しく仕事を請け負った業者に「前に働いていた人の雇用まで保障して下さい」というのは無理なので、規定しませんでした。これについては、改正後も努力義務を課しているだけです。お願いしていくほかありません。ただし、努力義務を課している以上、請負業者が5年以上契約を結べるように「長期継続契約」を結ぶようにしました。「長期継続契約」であれば業者も有難いし、「間違いなくできます」という返事がありましたので、条例を改正し、公契約条例対象の業務については長期継続契約を結ぶことにしました。



下請けいじめというのは、元請け業者が安い値段で仕事を請け負った時に、下請け業者で働く人の賃金を役所が縛ると、下請け業者が赤字になってしまうという問題です。こちらにつきましては、本来「下請代金支払遅延防止法」「建設業法」で下請業者の保護が図られていますが、実際はなかなか難しいです。ですから野田市では低入札で札が入った時、落札時に下請業者にいくらお金が行くかを調査する「低入札価格の調査制度」を充実することになりました。受入れ代金のうち、直接工事費について一定の率以上で積算が行われているかを確認できれば、その分は下請けに確実におりるという考えです。これについても業者に確認したところ、「そこまで担保してもらえれば、しっかり払っていきます」というお話しでした。実際は、これから動かしてみないとわかりませんが、なんとか動くのではないかと考えています。

条例を適用しても、あまりコストがかからなかったと聞きますが、本当ですか？

条例の定める最低賃金がヒットしたのは、清掃業務の4件だけで800万円でした。全体の発注額から見ると、そんなに大きな違いではありませんでした。清掃業務でも、それなりの給与を払って清掃をしっかりやってもらえば、建物のもちも、きれいさも違うと思います。この程度の金額であるならば、問題がないと思います。なお、職種別賃金を採用しても、23年度予算では16業務で、前年度比470万円のプラスでしかありませんでした。

公共工事については、予算が増えるということはありません。なぜなら、設定価格が二省単価という国土交通省と農林水産省で協定をして決めた公共工事の積算単価だからです。「積算単価の8割を下回ってはいけない」といっているので、役所で予算をつくる時の単価以上には、公契約条例を適用してもなりません。

「その単価なら、それだけの給料を払えるはずだから、払っていないものを払って下さい」という話なのです。公共工事に関しては予算を増やしたことはありませんが、業務委託は、今まで安い賃金で働かしてしまっていた分だけは、上げなければなりません。

公契約法に関しては、どのようにお考えですか？

公契約法には、公共工事と業務委託という2つの要素があります。公共工事の賃金確保に関しては難しくありませんので、今すぐにも、議員提案が検討されている「公共工事報酬確保法案」を動かして頂きたいです。ただその際に、「下請けいじめ」にならない対策だけはやらないと、建設業がおかしくなってしまいます。

問題は業務委託です。法で定めてしまうと、最低賃金法とのダブルスタンダードをつくってしまう可能性があるからです。これについては、国でシビアに議論しないとできません。だからこそ、自治体から条例を積み上げながら、この法律を作っていくと、国も動きにくいと思います。

それぞれの自治体で定める形に定形があるわけではありません。規定する中味も形式もいろいろあると思います。みんなで作り上げるといろいろな形が出てきますが、それをまとめる際、国では実用的な要素だけでなく理念もしっかり書いて頂きたいです。そのためにも、それぞれの自治体で頑張りたい。どんな形でもいいから、まずは作って行って頂きたいのです。

これから続く方へアドバイスをお願い致します。

本来なら、尼崎市は野田市より先に条例が出来ていたはずでしたが、できませんでした。尼崎市の条例は、理念を強く出した条例でした。一方、野田市の条例は理念はあくまでもお題目程度で、実質的にはやりたいことだけを書いた条例でした。何を言いたいかという、やり方、書き方はいくらでもあります。条例を制定する時には、「自分のところでコンセンサスが取れるような書き方」をしてもらいたいと思います。野田市の条例を真似する必要も、自分たちの案を妥協する必要もありません。現実的に条例化できる形で、自分たちで書ける条例を進めてもらいたいです。

野田市で公契約条例を制定いたしましたが、これが完成形だと思いませんし、もっと進化させていきたいと考えております。みなさんには、それぞれの地域の実情に即した形で、公共の現場で働くみなさん方の賃金を出来るだけレベルアップしていくことをお願いしたいです。その流れの中で、日本全体の賃金のデフレスパイラルを止められるような、そんな方向に持っていくことが一番いいと思っております。

条例でなく要綱でも構いません、公共の現場で働く方のための賃金を確保できる仕組みを、みなさん方で作って頂きたいのです。最終的にはそれをまとめあげ、動きを国に持ち上げて公契約法にしていきたいと思っております。ですから、是非ともみなさん方のお力を貸して頂きたいです、よろしくお願い致します。

